

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	災害障害見舞金の支給
根拠条例等の名称・根拠条項	災害弔慰金の支給等に関する法律 吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例 吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
所管部室課名	福祉部生活福祉室
審査基準	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律 (災害障害見舞金の支給)</p> <p>第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。</p> <p>2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。</p> <p>別表（第八条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢の用を全廃したもの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの <p>吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例 (災害障害見舞金の支給)</p> <p>第6条 本市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害がある市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。</p> <p>(災害障害見舞金の額)</p> <p>第7条 災害障害見舞金の額は、災害障害見舞金を支給する者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 2,500,000 円とし、その他の場合にあつては 1,250,000 円とする。</p>

標準処理期間等	個々の事案により大きく異なるため設定困難		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関		
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日			